

生徒指導部だより

北海道岩見沢東高等学校定時制

生徒指導部

令和 5 年 (2023)

4 月 12 日 (水) 発行

新学期です。

いよいよ新しい学年や学校での生活のスタートです。
春休み期間や入学前の生活で生活のリズムの狂ってしまっている人もいるかもしれません。今一度気持ちも新たにしっかりと頑張っていきましょう。



自転車について

(自転車保険・ヘルメット着用・自転車利用のルール)

今年は例年になく雪解けが早く、2 年生以上で 3 月までに新年度用の自転車通学届けを提出している生徒に関しては、すでに自転車通学が始まっています。

学校付近は坂道もあり、非常に危険です。十分注意をしましょう。

また、車道の左側を通行し、自転車は決められた場所（職員玄関横）にきちんとおき、鍵も必ず 2 つかけておくようにしてください。



車道にはみ出しての横列走行や、二人乗りなどないようにしてください。また、地域の人たちはみなさんのことをよく見ています。迷惑をかけないようにしましょう。

これから自転車通学を始める生徒は自転車通学届けを提出し、ステッカーの交付を受けてください。

また、自転車に乗る者は被害者ばかりでなく、故意ではない中で、自動車と同様に他人を傷つける、モノを壊すなどといった加害者にもなります。加害者となった場合の損害賠償は自動車事故とほとんど変わりません。

東高校では自転車通学生については保険加入が義務づけられていますが、自転車通学生徒以外でも日常的に自転車を利用する生徒は、何らかのかたちで自転車保険に加入することを検討してください。自動車保険や地震保険のオプションで契約できるものもありますので、保護者の方に相談・確認してください。

また、4 月からは自転車乗車時のヘルメット着用も全年齢において努力義務となりました。「努力義務」とは、「～するよう努めなければならない」ということで、違反しても刑事罰や過料等の法的制裁は受けません。東高校でも通学時のヘルメット着用を現段階では義務づけません。ただし自転車事故で死亡した人の約 7 割は、頭部に致命傷を負っているといわれています。また、着用者と非着用者と比較すると、ヘルメットを着けていない人は 2.3 倍も致死率が高くなっているようです。ヘルメットは、自転車利用者の命を守るものといえるほど大切な物といえることから保護者の方と購入について相談してみてください。

あわせて裏面の北海道警察から出ている「**自転車安全利用五則**」を確認しておいてください

自転車安全利用五則



自転車安全利用五則



- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先**
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認**
- 3 夜間はライトを点灯**
- 4 飲酒運転は禁止**
- 5 ヘルメットを着用**

警察庁ウェブサイト <https://www.ppa.go.jp/bureau/traffic/bicycle/info.html>
警察庁ウェブサイト「自転車は車の流れと一緒には走れないルールを守って安全運転」が分かりやすく図解されています。

みんなで守りましょう、自転車のルール

